

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号		
手続名	特定非営利活動法人設立の認証	根拠条項	特定非営利活動促進法第 12 条		
審 査 基 準	未設定（法令の規定において言い尽くされているため） 【参考】特定非営利活動促進法 第 12 条 所轄庁は、第 10 条第 1 項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 (1) 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 (2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。 (3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号 に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 47 条第 6 号において同じ。） ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 (4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が 10 人以上の社員を有するものであること。				
	受付 機関	県民協働課	処理 機関	県民協働課	交付 機関
		標準処理期間		3 月	目次
		標準経由期間		日	